

働き方改革関連法説明会

本年6月、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が成立し、2019年4月1日から順次施行されます。この法律では、働き過ぎを防ぎ、働く人々の健康を守りながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するため、時間外労働の上限規制などの労働時間等に係る法制度が見直されます。また、パート、有期、派遣などの非正規雇用労働者と正規雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにするため、公正な待遇の確保が義務付けられます。

この度県内4か所の会場で「働き方改革関連法」の概要等の説明会を開催いたしますので、この機会をぜひご活用ください。

○プログラム【講師：厚生労働省埼玉労働局専門官 他】

- 働き方改革関連法について
 - 労働時間法制の見直し（労働基準法等の改正）
 - 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パート労働法等の改正）
- 働き方改革に関する助成金について



○開催日時・会場

番号	日時	会場	所在地	定員
1	12月5日（水） 14:00～16:30	ハローワーク春日部 雇用保険説明会場	春日部市下大増新田 61-3	50人
2	12月11日（火） 14:00～16:30	埼玉労働局 14階雇用保険説明会場	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階	100人
3	12月12日（水） 14:00～16:30	ハローワーク川越 2階会議室	川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 2階	100人
4	12月14日（金） 14:00～16:30	埼玉県消費生活支援センター熊谷	熊谷市箱田 5-13-1	50人

○申込先 埼玉県雇用対策協議会 FAX：048-647-6150
(TEL：048-647-4185)

○申込方法 ご希望の会場を下記申込書によりFAX等でお申し込みください。(参加費無料)
※定員になり次第締め切ります。

【主催】 埼玉県雇用対策協議会 ・ 埼玉労働局

働き方改革関連法説明会 参加申込書

埼玉県雇用対策協議会 あて FAX 048-647-6150

貴社名	住所	連絡先（電話番号）	希望参加会場番号
参加者職氏名	雇用対策協議会会員の別（いずれかに○をしてください）		
	1 県協議会賛助会員 2 地区協議会会員 3 その他		

※ 多くの企業に参加いただくため、1社あたり1名の参加とさせていただきます。

※ 定員を超えた場合には、ご連絡させていただきます。

※ ご記入いただいた個人情報につきましては、厳密に管理し、出席の確認以外には使用いたしません。